

OCN モバイル対応端末機器の取扱いに関する規約

実施平成26年7月1日

本規約は、NTT コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するOCN モバイル（以下「本サービス」といいます。）の対応端末機器（以下「本機器」といいます。）の取扱いに関して定めるものです。本機器に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結した契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を遵守するものとします。

当社は、契約者に対し、本機器を本サービスの付属品として提供いたします。なお、本規約に定めのない事項は、当社の定めるIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

第1条 （用語の定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

用語	用語の意味
本サービス	当社の定めるIP通信網サービス契約約款に基づいて提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6のコース1のプラン1、コース2のプラン2及びコース3に係るものに限ります。）

第2条 （提供地域および提供範囲）

提供地域は、日本国内とします。

2 契約者は、理由の如何を問わず、本機器を日本国外にて提供を受けることはできません。

第3条 （提供条件）

本機器は、本サービスの契約者のみを対象として提供します。

2 当社は、1の本サービスの契約に対して、1の本契約を締結します。

第4条 （契約申込）

契約申込は、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社は次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本機器の提供が技術的に困難と思われるとき
- (2) 契約申込者が第1項の契約申込において虚偽の事実を記載したとき
- (3) 契約申込者が、過去、本規約他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき

3 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第5条 （契約の成立）

本契約は、当社が本契約申込を承諾することにより成立するものとします。

第6条 （契約内容の変更）

契約者は、第4条の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第7条 （本機器）

当社は1の本契約につき1の本機器を提供します。

第8条 （本機器の納入および引渡し等）

- 本機器の引渡しについては、当社の費用と責任で契約者の指定する場所へ送付するものとします。
- 2 当社が契約者の本機器の受け取りを確認したことにより引渡しが完了されたものとします。
 - 3 契約者による本サービスの初期費用の支払いを当社が確認した時点で、本機器の所有権は当社から契約者に移るものとします。

第9条 (保証)

故障等による本機器の修理、交換については、当社に請求をしていただきます。

- 2 故障等による本機器の修理、交換については、ワイモバイル株式会社の保証規定のとおりとし、当社は一切その責を負わないものとします。保証内容は本機器に同梱する保証書のとおりとなります。
- 3 契約者が本機器に関する瑕疵もしくは数量不足等を発見したとき、契約者が本機器の引渡しを受けた後1週間以内に契約者からの通知が当社に到達しなかった場合は、本機器は瑕疵および不足なく契約者に引き渡されたものとみなし、当社は以降一切の責任を負わないものとします。

第10条 (非保証)

本機器は、本サービスの利用を前提とするものであり、他社が提供するサービスでは利用できません。

第11条 (禁止行為)

契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本機器を転貸または売却して第三者に利用させること
- (2) 本機器に添付されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡、その他プログラムに関する著作権等を侵害する行為

第12条 (責任の範囲)

当社は、本機器の利用および故障に起因して契約者又は第三者に生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第13条 (権利義務の譲渡等)

契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。

第14条 (料金等)

本機器の料金については、本サービスの請求と併せて請求するものとし、当該請求の支払方法に従い当社に支払っていただきます。

- 2 本機器の料金は別紙に定めるものとします。

ただし、当社のホームページ等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第15条 (本機器の返却等)

本機器が、未使用または未開封であっても、本機器の引渡し完了後の返却の申出は、原則承諾いたしません。

- 2 本機器の料金について、当該請求の支払方法に従って当社へ支払われなかった場合、本機器を返却していただきます。

第16条 (本規約の内容の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提

供条件は、変更後の内容によります。

2 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

附則（平成21年5月28日 NOS900131号）

この規約は、平成21年6月1日より実施します。

附則（平成21年6月1日 NOS900145号）

この改正規定は、平成21年6月2日より実施します。

附則（平成22年5月31日 NOS901444-1号）

この改正規定は、平成22年6月1日より実施します。

附則（平成23年10月28日 NSオ100046-1号）

この改正規定は、平成23年11月1日より実施します。

附則（平成24年6月29日 NSオ200113号）

この改正規定は、平成24年7月2日より実施します。

附則（平成25年2月28日 NSオ200432号）

この改正規定は、平成25年3月1日より実施します。

附則（平成26年2月28日 NSオ300415号）

この改正規定は、平成26年3月1日より実施します。

附則（平成26年6月27日 NSク400090号）

この改正規定は、平成26年7月1日より実施します。